論 文

リカードウの経済政策論素描

----『利潤論』から『農業保護論』への 農業保護政策論批判動向を中心として----

岡 本 祐 次

- 1. はじめに
- 2. 『利潤論』における初期リカードウの経済政策論
 - 1) 『利潤論』への誘い
 - 2) 経済政策論を支える基本原理
 - 3) 経済政策論=マルサス農業保護政策論批判
- 3. 『農業保護論』における後期リカードウの経済政策論
 - 1) 『農業保護論』への誘い
 - 2) 農業恐慌諸原因論およびその批判
 - 3) 経済政策論を支える基本原理
 - 4) 経済政策論の展開
- 4. むすびにかえて

1. はじめに

日本農業はいま、国境保護措置の根本的な転換、すなわち全面的な自由化へ の移行、という難問に直面している。ガット・ウルグァイラウンドの成立であ る。

見解の相異は、いろいろの論議を醸し出す。たとえば、ひとあるいはいう。リカードウがいち早く発見した比較優位の原則を農業にあてはめることは、理論的に正しくない。したがって、農産物(とりわけ穀物)貿易の過度の自由化を促進することは、輸出国、輸入国の双方にとって、大きなマイナスとなる。1955年、ガットに加盟し、1960年、「貿易自由化計画大綱」が決定されて以来、わ

が国は、自由化を推進させる政策の一環として、多くの農産物についても自由 化をすすめてきたし、農業に自由貿易原則に則った国際分業論をそのままあて はめることの問題性を、日本政府も容認していた。日本農業の中核であるコメ をはじめとする重要農産物については、しられるように自由化を拒否し続けて きたのは、その認識によるものだ。日本農業の中核は、非自由化で貫こうとし てきたのだ。むろんウルグァイラウンドでも、この立場を堅持すべく、主張し 続けてきた。と¹⁾。

しかし、昨年末ガット貿易交渉は一応の決着がついた。わが国は、農業全体として関税化の考え方を受け入れ、市場開放度を高めることとなる。コメについては関税化を6年間猶予する代わりにミニマム・アクセスとして最低でも年間40万トンから80万トンの輸入を容認することとなった。さらに6年後は、開放拡大の方向で協議を続けることとなっている。かかる猶予期間にわが国としては、何を考え、何をなすべきか。実に難題ではある。

ひとまた、この難題に答えながら、新しい貿易論の必要性をつぎのように説く。まず、われわれは、ミニマム・アクセスとともにアグリ・ミニマムの理念が農産物貿易論のなかに受け入れられる努力をすべきである。現在のミニマム・アクセス論は、いかにも公平を装った悪しき品目主義・輸出国中心主義にすぎる。ついで、コメへの圧力は、成長路線に則った日本の商工業のやり過ぎによるのであるから、インダス・マキシマムつまり商工業活動の規範ないし上限を設定すべきである。もっとも、各国における自然条件、社会条件には差異があり、農業では市場原理に則った国際間自由競争は、かえって不平等の強要になるであろう認識が存在すべきであるが。総じて、現在の国際分業論は、経済的利益を軸とした保護か自由かの論争が中心となっており、21世紀に向けての貿易論としては、欠格である。そこで、総合的福祉極大化の新貿易論が是非と

¹⁾ さし当り、梶井 功『日本農業のゆくえ』岩波書店、1994年、等を参照。なお、かたくなに、「日本のコメの存続を求め、体質の強化を図るのなら、輸入自由化を事実上拒否するしかない」、といいはるのは、立正大学の森島賢氏である。

も必要となる。とこのようにである2)。

世界的規模で人間社会文化構造諸側面のいわゆる移行期にあるこんにち,以上のごときわが国農業の現状認識のもと,19世紀イギリスの産業革命期たる同移行期における,リカードウの外国(穀物自由)貿易論(比較生産費説)・経済政策論(国富増進論)に立ち戻り,その現代的意義を問うことは,われわれにとって有益であると思われる。たとえば,後期のあるパンフレットにおいて,かれ・リカードウが,貨幣価値の変動・外国為替相場の変動にも配意しつつ(われわれにはそうであるように思われるのであるが),「そうでない場合に必要であるよりおおくのわれわれの労働を食糧の生産にあてることは,その結果として利潤を低下させ,かつわれわれの享楽品の総量と貯蓄力を減少させるので不得策である,ということのほかに,われわれは資本家たちに,この国を捨てて低賃金かつ高利潤の所へその資本を移動させようとする拒みがたい誘引を与えることになるのである。」3)というとき,現在わが国の円高ないし産業空洞化問題と必然的に重なってみえ,なおさらそのように思われるのである。

いま一つ, 前期と後期のリカードウにみられる, その経済政策論(直接には 当時の農業保護政策論批判)の異同と, 斯論を支える基本原理(リカードウの理論体系)の確立過程・発展との連関性をここで追求しておくことは, われわれにとって少なからず有益であること, 疑いなしである。

かくして、『諸原理』4)をはさむ初期のパンフレット『利潤論』5)と後期のパ

²⁾ このあたりのことについて主張するのは、京都大学の祖田修氏である。さし当り、中日新聞(1994年3月13日、中日サンデー版)「コメ戦争」――「新しい貿易論が必要」を参照。

³⁾ Works, vol. IV, pp. 237-238. 『全集』第IV巻, 284ページ。

⁴⁾ Ricardo D.; On the Principles of Political Econmy, and Taxation, London, 1817. /The Works and Crrespondence of David Ricardo, edited by Piero Sraffa with the collaboration of M. H. Dobb, vol. I. (『リカードウ全集』雄松堂 数店, 第 I 巻)。以下、われわれは、この全集版を使用し、Works、vol. I、『全集』 第 I 巻と略称する。

⁵⁾ Ricardo D.; An Essay on the Influence of a low Price of Corn on the

ンフレット 『農業保護論』⁶⁾を中心として、 リカード ウ経済政策論の発展とそれを支える基本原理の確立・発展との連関性を追求しつつ、その経済政策論の現代的意義を問うのが、本拙稿の目的である、といいうるであろう。

2. 『利潤論』における初期リカードウの経済政策論

1) 『利潤論』への誘い

『利潤論』が構想される社会経済史的背景は、おおよそつぎのとおりでなかったか。当時、イギリス資本主義は、いわば最初の農業恐慌に直面していた。大陸封鎖、したがって必然的に発生しきたった国内における農地開墾、農業の集約化等人為による農産物増産策の結果が、自然現象にみちびかれし連続的豊作とかさなり、農産物とりわけ穀物価格の急激な低落がみられて、農業事情ひいては社会経済情勢は疲弊の極みに達していたといわれる。そのようななか、穀物価格をめぐる社会諸階級の利害対立は、穀物法の税率引き上げの是非(穀物輸入高関税政策)問題となって現れた10。穀物法のかかる問題をめぐって、イギリス議会下院では、1815年2月13日にはじまり同年3月10日におわる論争がみられているが、それを予期して準備された多くのパンフレットの一つが『利

Profitt of Stock;……, London, 1815. /The Works and Crrespondence of David Ricardo, edited by Pierd Sraffa with the collaboration of M. H. Dobb, vol. IV, pp. 9-41. (『リカードウ全集』雄松堂書店, 第IV巻, 13—50ページ)以下, われわれは, 本文中では『利潤論』と略称し, 脚注では全集版を使用して, Works, vol. IV, 『全集』第IV巻と略称する。

⁶⁾ Ricardo D.; On Protection to Agriculture. London, 1822. /The Works and Crrespondence of David Ricardo, edited by Piero Sraffa with the collaboration of M. H. Dobb, vol. IV, pp. 207-270. (『リカードウ全集』 雄松堂書店第IV巻, 249-323ページ)。以下、われわれは、本文中では『農業保護論』とよび、脚注では全集版を使用して、Works, vol. IV, 『全集』第IV巻と略称する。

¹⁾ D.リカードウ, 大川一司訳『農業保護政策批判』 岩波書店, 昭和13年の訳者跋を参 照。

なお, 1815年の穀物法制定の由来の概略については, さし当り, 堀経夫『理論経済 学の成立』弘文堂, 第一章, 第一節, 一を参照。

潤論』であった2)。

『利潤論』の内容は、概ね、パンフレットの公刊目的である経済的時事問題、すなわちナポレオン戦争後の1815年の過渡的恐慌に対する(地主的)対応策たる穀物法の是非問題を直接に扱う場たる、経済政策論部分・後半部分と、それを裏付ける理論展開の場たる、基本原理論部分・前半部分とに分かれる。われわれのここでの課題は、いうまでもなく後者の検討である。

そもそも、『利潤論』が、『地代の研究』や『見解の根拠』において展開される、穀物の自由貿易(とりわけ輸入)反対の立場にたつ、マルサスの経済政策論やその根拠理論に対抗してものされたものであるかぎり、ここでマルサスの根拠理論を要約しておくことは、有益であろう³)。こうである。

- ア) 穀物の自由な輸入は、穀物価格の下落をもたらす。
- イ)穀物価格の下落は、国内における土地の耕作を阻害し、地代を低下せし め、農業資本を破壊する。
- ウ) 一方,穀物価格の下落は,労働の価格・賃金の下落,したがって他の全 生産物の価格の下落の原因となる。
- エ)その結果として、 全産業資本に対する利潤の低下(つまり一般利潤率の低下)がみられ、よって資本蓄積が阻害される。
- オ)かくして、穀物の自由貿易(とりわけ輸入)は、イギリスの全産業の発展 を阻害する。

なお, ついでに, 各種新聞に掲載された論争中のパンフレット出版広告にによるスラッファ作成の表は, つぎのとおりである。

- 1815年2月3日 マルサス『地代の研究』
- 1815年2月10日 マルサス『見解の根拠』
- 1815年2月13日 [ウエスト]『土地への資本投下にかんする試論』
- 1815年2月24日 トレンズ『対外穀物貿易にかんする試論』
- 1815年2月24日 リカードウ『利潤についての試論』
- 3) 堀経夫, 前掲書, 前掲箇所を参照。 また, T. R. マルサス, 楠井・東訳『穀物条例 論』岩波書店, 昭和15年, の解説を参照。

²⁾ Cf. Works, vol. IV, pp. 8-9. 『全集』第Ⅳ巻, 8ページ。

かように整然と展開されるマルサスの理論に対抗して、リカードウは、その『利潤論』において、要するに、穀物価格の下落は賃金の下落をまねき、賃金の下落は利潤の騰貴につながり、利潤の騰貴は地代の下落を結果する、といったごとき推論をたて、穀物価格の下落をもたらすごとき穀物の自由貿易(とりわけ輸入)は、産業資本の蓄積誘引となり、国富増進に有利にはたらくといったごときを、証明しようとしようとしたであろう。たしかに、その痕跡は、理論展開の場に観ることができる。そして、それは、『諸原理』において確立・完成をみ、リカードウ独自の価値論(投下労働価値節)をベースにすえた、分配論(そしてそれは、穀物価格の下落→賃金の下落→利潤(率)の高騰→地代の下落なるシェーマをふくむ)の原型を含んでいる、といいうるであろう。なお、ここに「原型」といい、「そのもの」としなかった所以については、多少のコメントを要するであろう。

『利潤論』は、いうまでもなく、リカードウとマルサスの論争史上における一大転機、すなわち、地金・通貨論争から穀物法・地代論争への転機の産物である。二つの論争をつなぐ利潤論争に焦点をあて、その時期のリカードウの利潤論にみられる論理構造・理論体系にふれ、それを確認しておくことが、即コメントにつながる。リカードウにあって、究極、重要であるのは、国富の増進・経済発展を左右する資本蓄積の原因であり結果となる利潤(率)の動向である。したがって、かれの経済政策論の主眼は、傾向・法則的に低落しゆく利潤(率)を、いかに維持・高騰せしめるかにおかれる。そして、それを裏付ける根拠理論・基本原理の確立・決定が急がれるのが、転機のその時期であったであろう。

ひと、あるいは、1813年までの地金論争期の早い時期に、すでにリカードウは、スミスの「価格の『加算』費用理論と『諸資本の競争』」に基づく利潤 (率)決定論を脱却し、独自の価値論とそれに則り確立された賃金論が規定する賃金・利潤相反関係論に基づいて、『諸原理』で展開される利潤論に達して いた、という。ひと、また、あるいは、『利潤論』でのリカードウは、いわ ゆる「穀物比率論」に基づく論理構造・理論体系に則って, 利潤(率)決定論 を展開しており、『諸原理』 のそれとは論理構造・理論体系を異にしている, という50。 それぞれ一理を有するこれら代表的見解のどちらかに与することも なく、われわれは、つぎのような見解にたつであろう。当該時期のリカードウ は、つぎのような論理構成・式により、資本蓄積→雇用機会の増加・人口増加 への刺激→劣等地耕作の進行・収穫逓減→穀物価格の騰貴→賃金(率)騰貴→ 利潤 (率) 低落・地代騰貴なるシェーマを推論していた、という見解にである。 すなわち、 いまだ スミシアンの域(とりわけ分配論・利潤論を規定する価値・価格 論の域)を脱却しきれず、むしろその域にとどまり、「投資機会の困難」と「諸 資本の競争」に基づく利潤決定論, 資本蓄積→賃金(率)騰貴,商品販売価格 の下落→利潤 (率) 低落なる見解にたって、1810年、1811年の二つの『評注』、 すなわち、『ベンダム評注』と『トロッタにたいする評注』から修得した収穫 逓減の法則によって規定され、評注の後者が教える、収穫逓減→穀物価格の騰 貴→賃金(率)の騰貴なるトロッタの見解(収穫逓減の法則に則った賃金決定論)を それに包摂する形式にである⁶⁾。

みられるように、ここでは、利潤の規定(経済発展の規定)因が、収穫逓減の 法則に則った賃金動向に求められている。これでは、ある意味で、論敵マルサスと同次元での論理展開にとどまっていることになり、マルサス論破のいとぐちをみつけることは、かなわない。よって、以下の『利潤論』の分析によって明かなとおり、かれ・リカードウは、一般利潤(率)決定にあたっては、「賃金の多寡によって生ずる影響はさておいて」である仮定を設け、穀物価格下落

⁴⁾ Cf. Hollander S.; The Economics of David Rcardo, University of Toront Press. 1979. pp. 101-122.

⁵⁾ Cf. Works, vol. I, pp. xxix-xxxviii. 『全集』第 I 巻, xliv-lii ページ。

⁶⁾ 丸山武志「リカードウ利潤理論の形成, 1809—14年」(大阪市立大学経済学会『経済学雑誌』第85巻, 第2・3号, 1984年9月)をさし当り参照。

⁷⁾ Works, vol. IV, p. 23. 『全集| 第IV巻、30ページ。

→賃金(率)下落→一般利潤(率)上昇なるシェーマでなく、穀物価格上落→ 最劣等地からの農業資本の回収→一般利潤(率)上昇のシェーマを想定して、 あるいは、いわゆる穀物比率論に裏付けされるという、農業利潤(率)上昇 (下落)→一般利論(率)上昇(下落)を想定して、その経済政策論を支える基本 原理を構築していたといいうるであろう⁸⁾。

2) 経済政策論を支える基本原理

『諸原理』において確立・完成をみる、リカードウ独自の価値論(投下労働価値節)をベースにすえた、分配論(そしてそれは、穀物価格の下落→賃金の下落→利潤(率)の高騰→地代の下落なるシェーマをふくむ)の原型は、つぎのとおりである。かれは、このようにいう。

「しかし穀物およびその他すべての原生産物の価格が、一国民が富むにつれて、そしてその食糧の一部分を生産するために、より貧弱な土地に頼らねばならなくなるにつれて、騰貴するものであることはたえず示されてきた。このような事情のもとにおいて当然に予期されるであろう結果が、このようなものであることは、ほとんどなんらの考慮をはらうことなしに確信できるであろう。/すべての商品の交換価値は、その生産の困難さが増加するにつれて上昇するものである。金、銀、服地、リネン等々の生産にはより多くの労働が要求されないのに、穀物の生産においてはより多くの労働を必要とするため新しい困難が起こるならば、穀物の交換価値は、それらの物に比較して必然的に上昇するであろう。……/だから富の増進が諸価格におよぼす唯一の影響は、農業上ないし製造業上におけるあらゆる改良を別とすれば、すべての他商品をその元

⁸⁾ 千賀重義『リカードウ政治経済学研究』三嶺書房, 1989年, 前編, 第二節, 三節をさ し当り参照。

なお、このあたりの議論の理解を深めるためには、ここでの直接の検討・分析対象からはずされる往復書簡、とりわけ1814年3月8日付(いまはなき「資本の利潤にかんする論文」の内容を扱った)リカードウのトラワ宛手紙から、1815年3月 [10日]付(『利潤論』贈呈の礼状たる)トラワのリカードウ宛手紙までのそれを参照。

来の価格にとどめておき、原生産物と労働の価格だけを騰貴させ、そうして賃金の一般的上昇の結果、一般的利潤を低下させるることにあるようである」¹⁾と。

ここには、『諸原理』において展開される、価値論をベースに据えた分配論(賃金・利潤相反関係論)・資本蓄積論の原型を 垣間みることができるであろう。 しかし、これは、あくまで原型にとどまるものであり、それ以上の何ものでもない。理路整然としているかにみえる説明も、せんじつめれば理論装置の欠落がみられ、確実性を欠いている。だとすれば、この期におけるリカードウの基本原理はいかようなものであったのか。

スラッファが『全集』第一巻・『諸原理』の「編者序文」で明かにしたとおり、この期におけるリカードウの基本原理は、「他のあらゆる産業の利潤を調整するものは農業者の利潤である」という命題で表現されていた。もっとも、農業利潤のもつ決定要因としての調整的役割の原理の合理的基礎は、リカードウによってそれほど明確に叙述されているわけではない。ただ、農業においては、穀物という同一の商品が投入と産出の両者を形成しているがため、総生産物と前貸し資本との差額による利潤の決定、資本に対するこの利潤の比率の決定が、価値評価の問題抜きに、直接に穀物の分量間でなされ、いかなる価値変化も資本に対する生産物の比率を変更しえないからだ、というのである²)。そして、『利潤論』におけるこの命題は、「地代を調整する諸原理」³)、「地代および利潤を調整する諸原理」¹)(以下、調整諸原理と呼ぶ)によって、裏付けされて

¹⁾ Works, vol. IV, pp. 19-20. 『全集』第IV巻, 26ページ。

²⁾ Cf. Works. vol. I, p. xxxi『全集』第 I 巻, xliv ページ。

なお、この基本原理は、1814年から同15年初期の手紙や『利潤論』において、一般的にみられるところであるが、それ以後のリカードウからはまったく姿を消している。『利潤論』では、たとえばこのようにいう。「資本の一般的利潤は、農業に投下された資本の……利潤で調整されるものである」(Works, vol. IV, p. 13. 『全集』第IV巻、19ページ)。

³⁾ Works, vol. IV, pp. 9, 23. 『全集』第IV巻, 13, 30ページ。

⁴⁾ Works, vol. IV, p. 22. 『全集』第IV巻, 29ページ。

いる。

そこで、『利潤論』 にあっては 地代論即利潤論の関係が観られることに注意 を向けておいて、調整諸原理の検討に入るであろう。リカードウは『利潤論』 を、マルサスによりながら、地代 (ひいては利潤) の 定義 づけからはじめている。こうである。

「マルサス氏はきわめて正確に定義されている, すなわち, 『土地の地代とは, 全生産物の価値のうち, その種類のいかんをとわず, 土地の耕作に関係のあるいっさいの支出が支払われたのち, 土地所有者の手もとに残るところの部分である, その支出のうちには, 当時における農業資本の通常ありきたりの利潤率によってその見積られた資本の利潤を含んでいる。』」55。

みられるように, 地代は, 総生産物価値と農業資本の通常利潤によって調整 された資本利潤を含む総支出との差額としてとらえられている。

かれ・リカードウは、総生産物価値と総支出の差額ゼロの場合からはじめる。「よく肥えた土地が豊富で、しかもそれが選ぶにまかせて誰でも手に入れ所有できるような国に最初に定住したばあいにおいては、全生産物は、耕作に関係した諸支出をさし引いたあとは資本の利潤となり、それは地代としてなんら控除されることなく、このような資本の所有者に帰属するであろう。/このようにして、もしこんな土地に投下された一個人の資本が小麦 200 クオータの価値のものであり、その半分は……固定資本、また他の半分は流動資本からなっているとする、——そして、もし固定資本と流動資本を消却したあとに残る生産物の価値が、小麦100クオータあるいは小麦100クオータと等しい価値であるとするならば、……純利潤(率)は50パーセントあるいは200の資本にたいする100の利潤となるであろう。

肥沃地や便利地が豊富なかぎり、利潤率50パーセントは継続する。そして、「このような状態の社会において農業資本にたいする利潤が仮定によって50パ

⁵⁾ Works, vol. IV, p. 10. 『全集』第IV巻, 15ページ。

⁶⁾ Works, vol. IV, pp. 10-11. 『全集』第Ⅳ巻, 15-16ページ。

ーセントであるとすれば、すべての他の資本の利潤も、それが社会のこのよう 段階で普通にみられる粗雑な製造業に……、また需要されると思われる諸生産 物を原生産物と交換に入手するための手段としておこなわれる外国貿易に投下 されていようと、やはり50パーセントであろう。 | っと。

ところで、いまもし、資本と人口とが増加したとせよ。さすれば、より多くの食物が要請されるであろう。この場合、それは、それほど有利な位置を占めていない土地からしか獲得できないである。肥沃度に差異があればもちろんのこと、たとえ肥沃度が同じであっても位置の便利さが劣ればより多くの投下労働(馬のそれも含んでいる、スミシアン・リカードウ)等を要し、「たとえ労働の賃金にならんらの変化が起こらなかったとしても、同一量の生産物を得るためには、より多くの資本を永続的に使用することが必要となるであろう。この追加分を小麦10クオータの価値のものとすれば、古い土地と同一の収穫を得るために、新しい土地に投下される全資本は210となるであろう。したがって、結局資本利潤は、50パーセントから43パーセントに、または、210にたいする60に低下するであろう。」8)

したがって、劣等地耕作への拡張は、農業資本の利潤率を50パーセントから43パーセントに、あるいは利潤を100から90にと低下せしめ、優等地の利潤率50パーセントないし利潤100は、分かれて、43パーセント、86 クオータの利潤と7パーセント、14クオータの地代を構成することとなる。

この段階では、小麦 210 クオータの価値をもつ農業資本家は、最初の土地に 投下して定住者に地代14クオータを支払うにせよ、劣等地耕作に投資するにせ よ、同率・同額の利潤が得られ、取引に投下される全資本の利潤は、43パーセ ントに低下するであろう。このように述べて、さらに議論を進める。

「もし人口と富とがさらに増大して,同一量の収穫を得るために,より多くの土地からの生産物が必要となるならば,あるいは土地の劣悪性の点で,220

⁷⁾ Works, vol. IV, p. 12. 『全集』第IV巻, 17-18ページ。

⁸⁾ Works, vol. IV, p. 13. 『全集』第IV巻、18-19ページ。

かくして、リカードウは、こう結論づける。「地味のより劣った土地、 あるいはより不便な位置にある土地が順次耕作に引き入れられることによって、地代は既耕地においては上昇しそしてまさしくそれと同じ程度に利潤は低下するであろう。」¹⁰⁾そして、それは、資本蓄積の妨げになるまで続くであろう。と。

もちろん、かれのいう地代と利潤の原理の主流が、以上の議論を整理して、「仮定的に資本を増加したばあいにおける地代および利潤の増進を示す表」¹¹⁾の作成を試みているところからして、劣等地耕作の外延的拡張の場合にあった、ということは明白かつ明確である。しかるに、かれは、既耕地に対していわば内包的に、210クオータ、220クオータ等々の追加投資をみる場合についても、地代と利潤の動向に変化なし、と加えることを忘れていない。

このようにみてきて、かれ・リカードウは、調整諸原理、すなわち基本原理・「地代を調整する諸原理」・「地代および利潤を調整する諸原理」に関する議論を、つぎのように、結論づける。

「一国の富と人口とが増進している過程で、もし、穀物の貨幣価格および労働の賃金がすこしもその価格において変化しなかったとしても、しかもなお利潤は低下しかつ地代は上昇するであろう。なぜならば、原生産物の同一量の供給を獲得するためには、より多くの労働者が、より遠隔のあるいはより豊度の劣った土地で使用され、したがって生産物の価値が依然として同一であるのに、生産費が増加するだろうからである。/しかし穀物およびその他すべての

⁹⁾ Works, vol. IV, p. 14. 『全集』第IV巻, 19-20ページ。

¹⁰⁾ Works, vol. IV, p. 14. 『全集』第IV巻, 20ページ。

¹¹⁾ Cf. Works, vol. IV, p. 17. 『全集』第IV巻、22-23ページ。

原生産物の価格が、一国民が富むにつれて、そしてその食糧の一部分を生産するために、より貧弱な土地に頼らねばならなくなるにつれて、騰貴するものであることはたえず示されてきた。このような事情のもとにおいて、当然に予期されるであろう結果が、このようなものであることは、ほとんどなんらの考慮をはらうことなしに確信できるであろう。|120と。

3)経済政策論=マルサス農業保護政策論批判

リカードウは、立法府が、穀物貿易に関してただちに決定的な政策・自由貿 易政策を採用したとの仮定のもと、マルサスの諸論点に逐一検討を加えつつ、 穀物法の是非を問う形式によって、自らの経済政策論を展開する。

まず、土地改良に投下された資本・労力の損失 について、検討する。 これは、他の諸論点に比較して、内容が豊富で、経済政策論の支柱であるように思われる。

リカードウは、決定的政策採用の結果、イギリスのごとき 富裕国 にあっては、「土地に投下されたであろう 莫大な資本は、にわかにこれを引き揚げることはできないし、またこのような事情のもとにおいては、莫大な損失なしではこれを引き揚げえない」¹⁾であろうし、それだけではなく、市場 における穀物の過剰および欠乏が穀物価格におよばす影響は、分量の増減に対する比例以上にきわめて大であるから、穀物輸入国・わが国においても、わが国への輸出国

¹²⁾ Works, vol. IV, pp. 18-19. 『全集』第IV巻, 25-26ページ。

なお、ある脚注では、周辺諸経済学者を念頭において、こう述べている。「資本の利潤が低下するのは、等しい豊度の土地が得らないからである。また社会の全進歩過程をつうじて、利潤は食糧獲得の難易いかんによって調整されるのである。これはきわめて重要な原理であるが、経済学者たちの諸著述においてほとんど見過ごされている。かれらは、資本の利潤は食糧の供給とは無関係に商業上の諸原因によって上昇させられうると考えているようである。」(Works, vol. IV, p. 13. 『全集』第IV巻、19ページ。)しかし、「商業の発展が、実質的に低廉な価格でわれわれに食糧を獲得させるばあいは例外である。」(Works, vol. IV, p. 26. 『全集』第IV巻、33ページ。)と。

¹⁾ Works, vol. IV, p. 28. 『第IV巻, 36ページ。

においても、それぞれ耐えねばならぬ不便は小さくはないであろう、とみる。 そして、「戦争がおこなわれていても、諸外国でわざわざわれわれの消費のために生産された穀物を、自由に供給されるであろうということを、私は十分に確信するものである。……だから、けっして起こりそうもない禍いを防ぐ目的で法律をつくったり、またもっともありそうもない危険をさけるために、年ねん数百万人の収入を犠牲にすることは、はたして賢明なことであろうか?」²¹と自問し、つぎのように自答している。

「輸入制限によって束縛を受けない穀物貿易を、そしてその結果としての、 わが国の劣等な土地でわれわれが生産できる価格の半分よりもあまり高くない 価格で、市場へもってくることのできるフランスおよびその他の諸国からの供 給について考慮するにあたって,マルサスは,輸入がこの国の決定的政策とな ったばあいに、海外で生産されるであろうところのよりおおくの穀物量につい て、十分にしん酌していないのである。もし穀物生産諸国が、規則的な需要を イギリスの市場に期待することができるならば、また、もし彼らが、わが国の 穀物貿易にかんする諸法律が奨励、制限および禁止のあいだをためらいつづけ ないであろうことを、完全に確認できるならば、よりいっそう多くの供給量が 生産され、そして凶作の結果としての輸出激減の危険がいっそう起こりがたく なるであろうことはほとんど疑いのないところである。わが国にかつて供給し たことのなかった国々も、もしわが国の政策がはっきり定まるならば、かなり の量をわれわれに供給することになるかもしれない。……/私の知っているか ぎりでは、ほとんど全面的に外国の供給に依存している国オランダにおける穀 物価格は、ヨーロッパがさいきん経験した動乱期においてさえ、目立って安定 していたのである」³⁾。と**。**

このように検討を加えてきたリカードウは、 つぎのように結論づける。

「農業上に大きな改良がおこなわれたこと、そして多額の資本が土地に投下

²⁾ Works, vol. IV, p. 30. 『全集』第IV巻, 37ページ。

³⁾ Works, vol. IV, pp. 30-32. 『全集』第IV巻, 37-39ページ。

されてきたこと、それを否定しようとするものではない。これらすべての改良にもかかわらず、増進しつつある富と繁栄の結果として起こる自然的障害をわれわれは克服していないのである。それは、もし穀物の輸入が制限されるかあるいは、禁止されるならば、劣等な土地で不利な耕作をすることを、われわれに余儀なくさせる。もしわれわれの法律の制定によって拘束されず、自由にまかされていたならば、われわれはこのような土地の耕作からぜんじ資本を引き揚げて、現在そのような土地でつくられている生産物を輸入するであろう。引き揚げられた資本は、穀物の見返りとして輸出されるような諸商品の製造に使用されるであろう。」。このようになされる一国の資本配分がより有利であることは、確実であり、この原理は、「経済学という科学において確立されたもっともすぐれたものの一つであり」マルサス自身も承認、近著の全議論の基礎にすえているものである。50と。

以下,その他の穀物自由貿易反対諸論点の検討について,かれのいうところ を,順次ききおくであろう。

穀物の廉価が下層階級の状態におよぼす影響については、こうである。

「マルサス氏は、穀物の低い貨幣価格は、社会の下層階級にとって有利でないであろう、なぜなら、労働の実質的な交換価値、すなわち生活の必需品、便宜品、および奢侈品を支配する力は、低い貨幣価格によっては増大しないでむしろ減少するからである、と考えている。この問題にかんする彼の観察のあるものは、たしかにきわめて重要であるが、しかし彼は、国民資本をよりよく配分することが下層階級の状態におよぼす影響を十分に認めていない。それは下層階級にたいして有利であろう、なぜならば、同額の資本がより多くの働き手を雇うことになるからである。なおそのうえに、より大きい利潤はいっそう大きい蓄積に導き、このようにして、実質的に高い賃金によって人口に一種の刺激が与えられるであろう、そしてこの高い賃金は長期間にわたって労働者階級

⁴⁾ Works, vol. IV, p. 32. 『全集』第IV巻、40ページ。

⁵⁾ Cf. Works, vol. IV, p. 32. 『全集』 第IV巻、40ページ。

の状態をかならずや改善できるであろうからである。」6)

穀物の廉価が諸産業の状態におよぼす影響については、こうである。

「もし地代について述べられた見解が正しいとするならば、――すなわち、もしそれが一般利潤が低下するにつれて上昇し、一般利潤が上昇するにつれて 上昇し、一般利潤が上昇するにつれて地代が低下するならば、――そして、穀物輸入の諸結果がもしマルサス氏自身によって認められ、かつみごとに例証されたように、地代を低下させることにあるとすれば、――産業に関係するすべての人たち――すなわち、農業者でも、製造業者でも、あるいはまた商人でも、あらゆる資本家は利潤の大きな増加を受けるであろう。農業上の改良あるいは輸入の結果としての穀物価格の下落は、穀物の交換価値だけを低下させるのであって、――その他いずれの商品の価格も影響を受けないであろう。だからもし労働の価格が下落するならば、それは、穀物価格の下落するばあいに起こるにちがいないことであるが、あらゆる部門の実質利潤は上昇するにちがいない。そして社会でもっとも実質的に利益を受けるのは製造業および商業の部門の人たち(マルサス氏にあっては、それらのうちただ外国貿易商人のみ)であろう。」「?

これとの関連で、二つの重要な指摘がみられる。一つは、穀物の廉価がもたらす地代の低下は、有効需要の減少を導き、経済の発展に影響なしとしないと、マルサス氏はいうが、それは、商業階級の増大した富裕によって償われて余りあるであろう、ということである⁸⁾。いま一つは、「マルサス氏が、『製造業においては農業と等しい分量の生産的労働が使用されても、それはけっして農業におけるほど大きな再生産をもたらすことはできない』というアダム・スミスの意見を是認しているのに賛成することはできない。」マルサス氏も承認しているように、経済発展の各段階で利潤目的で土地に投下される資本には、なんらの地代も生まない部分がある。かかる資本部分に雇用される生産的労働

⁶⁾ Works, vol. IV, p. 35. 『全集』第IV巻, 43ページ。

⁷⁾ Works, vol. IV, pp. 35-36. 『全集』 第IV巻, 44ページ。

⁸⁾ Cf. Works, vol. IV, p. 36. 『全集』第IV巻, 44ページ。

は、製造業で雇用される同一量の生産的労働ほど大きな再生産をけっしてなし えない、ということである⁹⁾。

そして,穀物の廉価が国債の利子に貢献している人たちにおよぼす影響については, こうである。

「私は、問題のこの部分に関する彼の結論の多くのものにはまったく同意するものである。イギリスの富は、穀物価格の大下落によってかなり増大されることを、私は信ずるが、しかしその富の全貨幣価値は減少するであろう。それは消費される穀物の貨幣価値の全差額だけ減少し、――輸入穀物と交換に輸出されるであろうところのすべての商品の交換価値増加分だけ増大するであろう。心かし後者は前者にたいしてはるかに及ばないであろう。それゆえ、イギリスの諸商品の貨幣価値は、うたがいもなく、いちじるしく低下するであろう。/しかし、わが国の多くの商品の貨幣価値が減少することがたとえ真実であるとしても、それはけっして年ねんの収入が同程度に、低下するということにはならない。」穀物自由輸入の弁護論者たちは、この最後の確信に基礎をおいて、論陣をはっている、という100

以上の諸論点の批判的検討を勘案しつつ、穀物の自由貿易(輸入)による穀物価格の下落をつうじて、農業利潤(率)ひいては一般利潤(率)を高め、資本蓄積ないし経済発展に導こうとする、かれ・リカードウの経済政策論は、つぎのごとく集約される。「もし、低廉な食糧を購買する力がこれほど重要性の大きいものであるならば、そしてまたもし、穀物の輸入がその価格を下落させる傾向をもっているとするならば、われわれの食糧の一部分を諸外国に依存させることの危険については、ほとんど反駁の余地のない論証が、われわれをして輸入を制限し、それによって、そうでなければより有利な用途に向かうはずの一つの使用部面に強制的にとどまらせるために、提出されなければならない、なぜならば、それ以外のどのような見地に立っても、この問題は議論に耐ええ

⁹⁾ Cf. Works, vol. IV, pp. 37-38. 『全集』第IV巻, 46ページ。

¹⁰⁾ Works, vol. IV, p. 39. 『全集』第IV巻, 48ページ。

ないからである。/もし立法府が、穀物貿易にかんしてただちに決定的な政策 を採用するならば、――もしそれが永続的に自由貿易を許すものであり、また あらゆる価格の変動にさいしても、交互に輸入を制限したり奨励したりしない ならば、われわれはうたがいもなく規則的な輸入国となるであろう。 わが国 は、土壌の豊度に比して、富と人口とが諸隣国にたいし優越している結果、当 然上のようになるであろう。穀物の輸入が有利になりうるのは、一国が比較的 に富裕である場合、そしてすべての肥えた土地が高度の耕作状態にあって、そ の人口に必要な食糧をえるために、より劣等な土地に頼らねばならない場合、 あるいはがんらい 肥えた土地の 便益のない 場合に限 られるのである。 [11]よっ て, イギリスのごとき状況下にあっては, 穀物の輸入に伴う唯一の負要因は, この国の食糧の少なくない部分を外国の供給に依存させることの「危険」だけ である。そして、この「危険」は、通常、つぎの二つを数える。「第一は戦争 の場合において、大陸の列強の連合あるいは重要敵国の力が、わが国の平常の 供給を奪うかもしれないということ(であり), 第二は, 外国に不作が起こった 場合において、輸出諸国が自国の供給不足を補うために、平常輸出していた分 量を保留する権利をもち、かつそれを実行するであろう、ということである。| マルサスがこだわるのは、いうまでもなく、後者である。しかるに、前述のと おり、これら「危険」を恐れるのは、いわば、取り越し苦労である、とリカー ドウは結びうるのである¹²⁾。

『利潤論』公刊後まもない 時期 にあって、あるところで、リカードウは、「他のすべての利潤が農業利潤の方へ調整されるのは、穀物価格の上昇によってであります。」¹³⁾というが、この穀物の価値・価格の上昇(食糧獲得の困難・劣等地耕作の拡張による)結果として、地主は、土地生産物のより大きな分量の獲得のみならず、その分量の交換価値によっても改善され利益をうる。他方、他

¹¹⁾ Works, vol. IV, pp. 26-27. 『全集』第IV巻, 34ページ。

¹²⁾ Cf. Works, vol. IV, p. 27. 『全集』第IV巻, 34-35ページ。

¹³⁾ Works, vol. VI, p. 194. 『全集』第VI巻, 227ページ。

の全ての階級は、利潤率の下落のために貨幣所得の実質的購買力の低下のために、損失をこうむることとなる。よって、「地主の利害は、社会の他のすべての階級の利害とつねに相反することとなる。」「40そこで、社会の他のすべての階級の利益につながる穀物・食糧の交換価値・価格の低下、したがって、一般利潤率の上昇を想定して、かれ・リカードウは、しかし直接には、農業利潤率の上昇諸原因三つを掲げている。すなわちこうである。「第一、労働の実質賃金の低下、これは農業者をして、より多くの剰余生産物を市場にもちだすことを可能にするであろう。/第二、農業上の、または耕作器具の改良、これもまた剰余生産物を増加させるであろう。/第三、新市場の発見、そこから穀物は国内で栽培されるよりもより安い価格で輸入されるであろう。」「50と。そして、このように結論づけている。「賃金(第一原因)に関連するかぎりにおいては、利潤についてなにも積極的に決めることはできない……。/……農業上の改良(第二の原因)や、あるいは穀物がより安い価格で輸入されえないかぎり、一般利潤率は低下せねばならない、」「160と。

みてきて明かなことは、この議論は、穀物価格の下落→賃金の下落→一般利 潤率の上昇なるシェーマではなく、農機具の改良・低価格の穀物輸入による劣 等地耕作の回避→穀物価格の下落・農業利潤の上昇→一般利潤の上昇なるシェ ーマを想定した推論のもとになされているということ、これである。

3. 『農業保護論』における後期リカードウの経済政策論

1) 『農業保護論』への誘い

リカードウは、その『利潤論』において、要するに、穀物価格の下落は賃金の下落をまねき、賃金の下落は利潤の騰貴につながり、利潤の騰貴は地代の下落を結果する、といったごとき推論をたて、穀物価格の下落をもたらすごとき

¹⁴⁾ Works, vol. IV, p. 21. 『全集』 第IV巻, 28ページ。

¹⁵⁾ Works, vol. IV, p. 22. 『全集』第IV巻, 29ページ。

¹⁶⁾ Works, vol. IV, p. 23. 『全集』第IV巻, 30ページ,

穀物の自由貿易(とりわけ輸入)は、産業資本の蓄積誘引となり、国富増進に有利にはたらくといったごときを、証明しようとしたであろう。

このくだりは、2—1)の議論展開の冒頭にみる一章句である。ただ、それ以後の議論展開にみられたとおり、リカードウのかかる推論は、いまだ不十分なものであった。けだし、マルサスの穀物の保護貿易(輸入)論を完全に論破するためには、穀物価格または賃金と一般商品価値・価格との間には、なんらの因果関係もみられぬことが証明されなければならないからである。もしなんらから因果関係がみられるとするなれば、穀物の自由貿易(輸入)の結果、たとえ穀物価格ひいては賃金が下落しても、それによって利潤は騰貴するどころかむしろ下落して、それが地代の下落と相俣って、一国経済を停滞ないし衰退にと導くであろう。なんらの因果関係もみられず、一般商品価値が、穀物価格ひいては賃金とは無関係に、まったく別個の要因によって決定され、この商品価値の分配分として賃金が支払われるならば、穀物の自由貿易(輸入)の結果たる穀物価格ひいては賃金の下落は、利潤の騰貴、資本蓄積、経済発展の王道を成形する」。

それでは、リカードウが商品価値の問題に真剣に取り組むのは、いつ頃であったか。『利潤論』公刊以降の書簡を丹念に調査検討すればただちに明かとなるが、ここでは、『全集』第一巻の編者序文にみるスラッファの集約を借りて確認しておくであろう。こうである。

「1815年10月および11月の手紙は、企てられた著作のおもな 項目(地代、利潤、賃金)を提示しているが、そのなかに価値への言及がないのは 注目すべき である。リカードウが価値を別個の主題として取り扱わなければならないという気をお越し、はじめてこれに言及したのは、ミル宛12月30日付の手紙のなか においてである。 彼は、『私は価格という言葉でさっそくゆきづまってしまう だろうということをしっています。そのさいあなたの助言とお力添えを乞わね

¹⁾ 堀経夫『理論経済学の成立』弘文堂,第一章,第一節,一を参照。

ばなりますまい。読者は私が提示したいと思う証明を理解できるまえに,通貨と価格の理論を理解していなければなりません。』この時以来,価値の問題がますます彼を悩ませた。1816年2月7日に彼はマルサスへ『相対価値または交換価値の根源および法則にたいして明瞭な洞察をあたえる仕方を妨げている障害を私が克服することができましたなら,戦いはなかば私の勝利となるでしょうが』と書き送っている。」²⁾

かくして、苦慮の結果、価値論は、1817年の『諸原理』において、結実する³⁾。したがって、『諸原理』がこの価値論を基盤として分配論を展開していることは、周知の事実である。これでマルサス論破の主要武器はととのった。しかるに、論破の手はずは十分であるかというに、否である。『諸原理』における価値論の確立は、同時に賃金論の確立を伴なっており、これが価値論と分配論の媒体として問題解決のカギをにぎっていること、マルサス論破のカギをにぎっていることが、いわれなければならないのである⁴⁾。

周知のとおり、穀物法改正案は、1815年の『利潤論』の公刊と相前後して上院を通過、成典となっている。しかるに三年後の1818年の大豊作による穀物価格の激落に、1819年の貨幣制度改革が拍車をかけ、関税引き上げ問題は、再び在野の関心事となった。リカードウは、1821年に農業の不況状態を考究すべく設置された特別委員会委員に、下院議員として参画している。かれは、1822年4月29日下院で一つの「決議案」を提出しているが、それは、同年5月9日に25票対218票で否決された。リカードウは、4月1日から17日までの議会休会

²⁾ Works, vol. I, pp. xiv-xv. 『全集』 第 I 巻, xxv ページ。

³⁾ リカードウ価値論の発展については、 さし当り、 堀経夫, 前掲書, 第一章および J. H. ホランダー著, 山下英夫訳『リカードウ研究』有斐閣, 昭和16年, 付録部分等を参照。

^{4) 『}利潤論』において、投下労働価値論の視点にたつ賃金論の原型はみられるものの、 斯賃金の動向を特定することはいまだかなわず、したがって、ここにいうカギたるの 賃金論は、未確立といいうる。『利潤論』の弱点ではある。この点、さし当り、千賀 重義『リカードウ政治経済学研究』三嶺書房、1989年、前編第二、三節を参照。

中ロンドンにとどまり、新たなパンフレット『農業保護論』の完成とそれの印刷仕上げの世話に専念したといわれる。パンフレットで提案された内容の具体化が上の「決議案」にみられるのは、当然である。5)6)

『農業保護論』は、1815年の『利潤論』に比べるといっそう具体的であり、全体が経済政策論的であって、これ、リカードウ経済学の集大成であるといえるのかもしれない。このパンフレットは、便宜上、(1)当時イギリスが直面していた農業恐慌諸原因論およびその批判(第一節から第五節まで)、(2)経済政策論を支える基本原理論(第六節)、(3)経済政策論(第七節以下)の3部に分けて検討・分析しうるであろう。

2) 農業恐慌諸原因論およびその批判

ここでは、『農業保護論』 の第一節から第六節の梗概を逐一示して、基本原理論にとつなげるように努めるであろう。

リカードウは,まず,報償価格の意義を明示し,関税によって価格を報償的ならしむることのほか,より根本的な問題の存在することを指摘する。すなわち,こうである。

「報償価格という言葉は、地代を含んだ全ての負担を支払いそして生産者には彼の資本にたいする正当な利潤を与えても穀物が生産されうるような価格を意味する。この定義に従えば、一国がその増加しつつある人口を維持するためにより劣等な土地の耕作を余儀なくされるのに比例して、償われるべき穀物価格は騰貴しなければならないことになる」い。 けだし、 たとへ 劣等地が無地代地であったとしても、収穫逓減の法則がはたらいて、諸負担は増大し、それら諸負担は、穀物価格の騰貴によるほか償われえない。かくして、穀物の価値・価格騰貴の唯一の 恒久的原因は、劣等地耕作の 必要性に帰因する。よって、

⁵⁾ Cf. Works, vol. IV, pp. 203-204. 『全集』 第IV巻, 246-247ページ。

⁶⁾ Cf. Works, vol. V, pp. 155-159. 『全集』 第V巻, 159-164ページ。

¹⁾ Works, vol. IV, p. 210. 『全集』第IV巻, 252ページ。

「(穀物) 価格の高い理由は、多量の労働が穀物生産に投ぜられていることにある。(穀物の自由輸入等により) それにわずかの労働しか投ぜられなかったならば、富の唯一の実質的な源泉を構成するところのこの国の労働のより多くは、望ましい他の諸享楽品をうるために自由に処分されたであろう。」²⁾

なお、かれは、「地代は穀物価格の騰貴の結果であって、 その原因でない」³⁾ というが、これは、かれの地代論の出発点でもあり、報償価格を考える場合、注意をよせる必要がある。生産費説批判。

かれは、ついで諸産業間における競争条件の不平等の問題を取り上げ、そこで自らの穀物の自由貿易(輸入)論が競争条件の不等に依拠していることを明示すべく努める。まずは、賃金論としてである。それは、「穀物価格におよばす賃金上昇の影響について」説かれる。こうである。

「穀物の制限貿易の弁護論者(はいうであろう。)すなわち、この国(イギリス)において、穀物の一定量を獲得するのに必要な労働支出が増加するという理由だけからしてなお、穀物輸入にたいするどのような保護関税も正当化されえないことは証明できるが、しかもなお、このような関税はこの国における高い賃金の影響にたいして、農業者を保護するために必要である。なぜなら、この高い賃金は、労働者階級に課せられる租税を原因として生じ、それはかれの雇い主たちによって高い賃金をつうじて償われる必要があるからである、と。この議論は、高い賃金はこの労働が投下される諸商品の価格を騰貴させる傾向があるという仮定に基づいているのである。もしも農業者が、課税とその結果としての高い賃金の現れるまえには、外国の穀物生産者と競争しえたとしても、彼は今やその競争者が免れている負担を背負わされている以上、もはや以前のように競争することはできない。……/この全議論は誤りである、——農業者は賃金上昇の結果として、なんらの相対的不利益のもとにおかれるものではない。もしも労働者階級によって支払われる租税の結果、賃金が上昇するなら

²⁾ Works, vol. IV, p. 213. 『全集』第IV巻, 255ポージ。

³⁾ Works, vol. IV, p. 212. 『全集』第IV巻, 254ページ。

ば、そしてそれはおそらくそうなるであろうが、それはあらゆる生産階級にたいして等しく影響するであろう。もし穀物価格がその生産者を報償するために騰貴することが必要であると考えられるならば、服地、帽子、靴およびその他いっさいの商品もまた、それらの物品の生産者の費用を報償するために騰貴することが必要である。だから、穀物が騰貴 すべきでないか、あるいは他のあらゆる商品がそれとともに騰貴すべきであるか、いずれかでなければならない。」40

そして、「賃金の上昇はすべて生産者に等しく影響するから、いかなる生産者階級も賃金上昇のためという理由で保護を受ける資格はない。賃金上昇は利潤を減少させるがゆえに諸商品の価格を騰貴させるのではない。……/……穀物は、その生産がより困難で、その生産費が高まるから騰貴する。」50とのべ、つぎのように、結んでいる。

「次のことは一つの原理として決定されてよかろう。すなわち、一国においてあらゆる商品に等しく影響するように作用するいかなる原因も、それらの相対価値を変動させはしないし、また外国の競争者たちになんらの利益を与えうるものはないが、しかし、一つの商品に部分的に作用する原因は、もしそれが適当な関税によって相殺されないかぎり、他の諸商品の価値を変動させるものであり、それはまた外国の競争者たちに利益を与え、われわれから有利な産業部門を奪いとる傾向をもつであろう、ということである。」60

なおまた、かれが、「賃金の上昇は、それが一般的な時は、利潤を減少させるのであって、諸商品の価格を騰貴させることはない。」⁷⁷というとき、そこにわれわれは、『利潤論』 においていまだ未確立の存在であった、賃金論の確立を、垣間みることができる。いうまでもなく、それは、前述のとおり、『諸原

⁴⁾ Works, vol. IV, pp. 213-214. 『全集』第IV巻, 255-256ページ。

⁵⁾ Works, vol. IV, pp. 215-216. 『全集』第IV巻, 258-259ページ。

⁶⁾ Works, vol. IV, p. 216. 『全集』第IV巻, 259ページ。

⁷⁾ Works, vol. IV, p. 215. 『全集』第IV巻, 258ページ。

理』における価値論の完成をつうじての確立ではある。

ついで、租税論としてである。 これは、「特定商品に課された租税の影響に ついて」説かれる。議論をおってみよう。 このようにのべている。

「保護関税というものは、それがいかなる原因から生じたものであるにして **も、総じて賃金を上昇させるというゆえをもってしては、正当視されないのと** 同一の理由で、それは、課税が一般的となり、かつすべての生産者階級に等し く影響する場合にも,弁護されえないものであることは明かである。所得税は この種類に属する ものであって、 それは 資本を投下する あらゆる人たちに等 しく影響するものである。そして、保護関税にたいして非常に好意的な人たち によってさえ、所得税のゆえになんらかの関税が必要である、とはいまだかつ て考えられたことはない。しかし、すべての生産に等しく影響する租税は、明 らかに所得税と同種類のものである。なぜなら、それは課税後においても、そ れら諸生産物を相互に課税前と同一の相対価値のものとしておくからである。 **賃金の上昇、所得にたいする課税、あるいはすべての商品に課せられる比例的** 租税は、いずれも同じように作用する。すなわち、それらは財貨の相対価値を 変動させることなく、またしたがって諸外国との通商において、われわれにな んらの不利益をこうむらせないのである。われわれはじっさい租税を支払う不 便に悩まされるが、しかしわれわれはその負担から免れる手段をもっていない のである。/しかしながら、 もっぱら 特定商品の 生産者だけに 課される租税 は、その商品の価格を騰貴させる傾向をもち、またもしそれがこれをそのよう に騰貴させないならば、その生産者は他のあらゆる生産者にくらべて不利な立 場におかれることになるであろう。彼はもはや彼の産業によって一般的な通常 の利潤を得られなくなるだろうからである。……/穀物生産者たちは、十分の 一税や救貧税の一部や、また、おそらく、その他一、二の租税のようないくつ かの特別税を課されている、それらすべては、これらの特別負担に等しい額だ け、穀物その他の原生産物の価格を騰貴させる傾向をもっている。そこで、こ れらの租税が穀物価格を騰貴させる程度におうじて、その輸入にたいし関税を 課すべきである。」8)

このように、穀物の価格が報償的であるためには、そのなかに投下資本の一般的で通常の利潤をもふくめた生産総費用を支払わなければならない、という ことを明示すべく努めてきたリカードウが、そのなかで、経済競争の条件に関する自説を展開していることは、とりわけ注目するに値する。いわれるところはこうである。

「(特定商品の) 価格の騰貴によって、この商品の価値は他のもろもろの商品との比較において変動させられる。もし他の諸国からの同種商品の購入にたいし、なんらの保護関税も課されないとするならば、国内生産者にたいして不公正がおこなわれることになるが、それはたんに生産者にたいしてだけでなく、彼が所属する国家にたいしてもまたそうである。かれが自由競争のもとで選択したであろうところの事業、そしてもし他のあらゆる商品が等しく課税されるならば彼がとどまっているであろうところの産業から彼が駆逐されないことは、公共の利益となるのである。もっぱら彼にだけ影響する租税は、事実上、外国から同一商品の輸入にたいするそれに相当するだけの額の奨励金となる。したがって、競争を公正な水準にまで復帰させるためには、その輸入商品にたいして同額の税を課する必要があるであろう。」のよって、特定商品(たとへば穀物)の生産者は、たんに外国の同種商品生産者とだけでなく、むしろ同一国の異種諸商品の生産者と、公正な競争状態に自らをおくために、正当な関税(後述の相殺的関税)を受けとるべきである、100と。

さらに、リカードウは、穀物の供給量と価格の変動関係に関する一つの命題を構築し、通説批判を試みるが、それは、豊凶作の経済的意義の把握とともに、市場狭隘の諸不利益の一つとして、これまた、注目に値するであろう。農業恐慌についての原因論およびその批判を結ぶにあたり、かれは、通貨政策に

^{8) 9)} Works, vol. IV, p. 217. 『全集』第IV巻, 260-261ページ。

¹⁰⁾ Cf. Works, vol. IV, p. 243. 『全集』第IV巻, 290ページ。

よる貨幣価値の改変にその原因を求めようとする見解が,いかに偏見に満ちみ ちているかを正当に指摘しているのである。

3) 経済政策論を支える基本原理

『農業保護論』第六節は、『利潤論』のフルタイトルと等しいタイトル「穀物の低い価値が利潤率におよぼす影響について」をもっており、斯パンフレットの経済政策論、否斯パンフレットの全体を支える基本原理を、コンパクトに示している。これを検討し、『利潤論』の基本原理との異同を明らかにするであろう。

斯節をはじめるにあたり、リカードウは、「私が穀物の低い価値――という言葉を使用するばあいには、私はそれが明瞭に理解されることを望んでいる。」という。すぐに気づかれることは、斯節のタイトルが、「穀物の低い価値が……」ではじまっているのにたいし、『利潤論』のそれが、「穀物の低価格が……」ではじまっているということであろう。さきに、わずかにふれておいたとおり、『利潤論』のリカードウは、いまだ独自の「価値論」を持ち合わせておらず、いわばスミスからの借りものですませており、マルサス論破の決め手を欠いていた。したがって、『諸原理』の生成にあたり、まず、苦慮すのるが、独自の「価値論」(「投下労働価値説」)の構築であったし、『諸原理』が「価値論」に基礎づけられた「分配論」であったことは、いうをまたない。つまり、この差異は、斯パンフレットの基本原理が、すでに『諸原理』において洗礼をうけた「価値論」に支えられ、『利潤論』の基本原理が「価格論」レベルに留まって残した、理論上のあいまいさを払拭していることを示している、といえるであろう。

かれ・リカードウの価値と価格の連関についての講釈をききおくであろう。 こうである。

「私は、普通の労働量を投下した結果として大量の穀物が得られるばあいに は、穀物の価値は低くなると考える。与えられた労働量によって獲得の分量が 少なくなるのに比例して、穀物はその価値において上昇するであろう。社会の 進歩過程においては、穀物の価値に作用する二つの相反した原因が存在してい る。一つは人口の増加と、より劣等な土地をより多くの費用で耕作することの 必要とであり、それはつねに穀物の価値の上昇を引き起こすものである。他の 一つは農業における改良、または新たなかつ豊富な外国市場の発見であって、 それはつねに価値を低下させる傾向をもつものである。時としては前者が、ま た時としては後者が優勢となり、穀物の価格もそれにつれてあるいは上昇しあ るいは低下するのである。/穀物の価値について語るばあい、私はその価格と はむしろ異なったあるものを意味するのである。――すなわち、穀物の価値が 上昇するときには,その価格も一般的に騰貴する,そして,もし価格一様に測 定する作用をもつ貨幣が価値において不変であるならば、つねにそうなるであ ろう。しかし穀物は、他のあらゆる物と比較して変化しないかもしれないが、 ――それが労働の多少の結果ではないとしても、しかもなおその価格において 騰貴または下落するのは、なぜかといえば貨幣がより豊富でしかも低廉になっ たり、あるいはより稀少でかつ高価となるからであろう。たんに貨幣価値の変 動だけに起因するところの、穀物の価格の変動ほど、社会全体にとって重要性 の少ないものはない。しかし、社会の利潤と富にかんするかぎり、貨幣が一定 不変の価値を持続するばあいの、穀物価格の騰貴または下落ほど重要なものは ない。われわれは穀物の価値の上昇または低下の諸影響を確かめるために、貨 幣が一定不変の価値を持続するものと考えよう。このような過程のもとにおい ては、それはその価格の騰貴または下落と同じ意味の言葉となるであろう。」¹⁰⁾

¹⁰⁾ Works, vol. IV, pp. 235-236. 『全集』第IV巻, 281-282ページ。

なお、リカードウが『諸原理』の第六章「利潤について」で、いわゆる「価値分配論」を展開する場合、「読者は、私が、この主題をより明確にするために、 貨幣の価値を不変とみなし、それゆえに、あらゆる 価格変動は商品の 価値の変更に 帰しうるものとみなしている、ということを銘記していてもらいたい。」(Works, vol. I, p. 110. 『全集』第 1 巻、128ページ)。と述べておることを想起して、ここでの議論がそこでの「価値分配論」と同じ次元のものであることに、 留意せよ。

われわれは、上において、農業恐慌の原因論に言及し、諸産業間の競争条件の不平等を賃金論として扱った際、かれが、「賃金の上昇は、それが一般的な時は、利潤を減少させるのであって、諸商品の価格を騰貴させることはない。」といっているのに、注目しておいた。いまだ独自の「価値論」の構築・完成にいたらず、よって、賃金論の確立をみていなかった、『利潤論』にあって、国富増進論・経済政策論に関連して、リカードウが、「資本に対する一般的利潤は食糧の交換価値の低下だけによって高められるものである」というとき、これは、収穫逓減の法則に基づく、劣等地耕作の放棄→穀物の交換価値の低下 といいうる¹¹¹。これに対して、『諸原理』で洗礼を受け、完成された「価値論」(「投下労働価値説」)に基づいて、すでに賃金論の確立をみている斯パンフレットにあって、リカードウが上の注目言を発するとき、そこで、食糧の交換価値の低下→賃金の下落→一般利潤率の上昇なるシェーマを想定していたことは、確実である。

リカードウは、上の注目言を敷衍して、「土地に投下される労働増大に起因するところの、穀物価格の永続的な 高騰にともなって、賃金も 上昇するであろう。そして諸商品の価格は賃金上昇のために騰貴することはないのであるから、利潤は必然的に低下するであろう。……高い賃金は、それが一般的であるばあいには、農業者、製造業者、および商人の利潤に等しく影響する。利潤を高く保つためには賃金を低く保っておくほかになんらの方法もない。利潤の法則にかんするこのような見解によって、賃金にきわめて強力に影響する穀物のような必要不可欠の必需品は、低い価格であるべきことがいかに 重要であるか、また、輸入禁止によって、われわれが増加してゆく人口を養うためにより劣等な土地の耕作を余儀なくされるということは、社会一般にとっていかに有害であるにちがいないか、ということがただちに明かになるであろう。」」120と結

¹¹⁾ 千賀重義, 前掲書, 前編第一章第二節・第三節を参照。

¹²⁾ Works, vol. IV, p. 237. 『全集』第IV巻、283ページ。

論づけるが、その経緯は、つぎのとおりである。

かれ・リカードウは、『諸原理』の第五章「賃金について」における、 労働の自然価格=自然賃金変動の原因論を明示しつつ (われわれには、そうみえるのだが)、つぎのようにのべている。

「穀物は、それに労働の賃金が費やされる主要物品の一つであるから、その 価値は大きな程度に賃金を調整する。労働それ自体は、需要供給の作用を受け るすべての物と同じように価値の変動をこうむるが、しかしそれはまたとくに 労働者の必需品の価格によっても影響される。しかも穀物は、私のすでに述べ たように、 それらの必需品中の主要 なものである。 前に掲げた 節において、 私は、賃金の一般的上昇は労働が費やされている諸商品の価格を騰貴させない であろう、ということを示そうと努めたのである。もし賃金が一産業で上昇す るならば、その産業で生産される商品は、その生産者を他のあらゆる産業と同 一水準におくために騰貴されなければならない。しかし賃金があらゆる生産者 に同じように影響するばあいには、彼らのあらゆる商品の価格の上昇は、前の 機会に私が述べたように、彼らにとってほとんど無関係な事柄である、なぜな ら、それらがすべて高い価格であろうとあるいはすべて低い価格であろうと、 その相対価値は同一であり、そしてその所有者にたいし財貨の支配力をより多 くまたはより少なく与えるのは、その相対価値の変動だけだからである。」いっと。 以上の基本原理に係る議論の必然的帰結は,経済発展は社会諸階級の境遇の 問題に関説する形で、このようにのべられる。

「地主の地代は,実際,名目上は高いが,しかし彼はそれを実現させること、 のできないような位置にあることしばしばである。それであるから,借地農に

なお、ここで、『諸原理』のリカードウは、結局、アダム・スミスの価値論から抽出・推理され、それを超越して確立・完成をみた価値決定論・投下労働価値説をもって、穀物価格または賃金と商品価値の因果無関係を明示して、当時の通説を一掃するのに成功していることを、想起されたい。

¹³⁾ Works, vol. IV, pp. 236-237. 『全集』第IV巻, 282-283ページ。

正常な利潤を与えるような、低廉でしかも安定した穀物価格のほうが、たとえ最大額の地代の受領にたいしてではなくとも、地主の幸福と慰安にたいしては最良の保証を与えるであろうということは、ほとんど疑いをいれえないところである。/だから、高いがしかし安定した穀物価格は、地主にとってもっとも有利であることがわかる。しかし、わが国のような地位にある国では、安定性は他の諸国に比較してほとんど両立しないものであるから、低廉な価格のほうがじっさい地主にとって利益になるのである。穀物価格の低廉は農業者ならびに社会の他の各階級の利益である、ということほどより明確に立証されうるものはない。高い価格は低い賃金と両立不可能であり、また高い賃金は高い利潤とは共存しえないのである。|140と。

4)経済政策論の展開

リカードウは、『農業保護論』の「序文」で、自らの問題意識の所在を開陳して、このようにいう。すなわち、当時ぼつぼつ、外国穀物の輸入に制限を加える穀物法が、いかにイギリスの経済発展に弊害をおよぼしているかに、気づく者が現れはじめていた。しかるに、当時一方において、この問題に関する偏見・誤認が、なお数多く存在しており、時節の農業ないし社会経済の困窮に対する、唯一の有効救済策たる自由貿易制度への漸進は阻害され、制限の強化方策が推進される懸念がなきにしもあらず、といったところであった。いずれにするも、「その困窮の多くは現行の穀物法に起因するものであるから、私は次のことを明らかにしょうとおもう、すなわち、この国における穀物価格を他の諸国の価格よりもつねに、かついちじるしく高く保持するという効果をもつような、外国穀物輸入にたいするなんらかの制限制度が継続されるかぎり、農業者の地位はたえず危険にさらされ、また他のあらゆる職業にくらべてとくに不利な状態におかれるであろう、ということ(を)である。/……(また)われわれは、穀物という不可欠の物品を豊富に供給することによって、低廉で、しかも

¹⁴⁾ Works, vol. IV, pp. 238-239. 『全集』第IV巻, 285ページ。

安定した価格にたいする最大の保証を国民に与えるためには、穀物貿易にかんするわが国の恒久的措置はいかにあるべきかという重要問題を、(検討するであろう。)」¹⁾

このように問題意識の所在を開陳しておいて、リカードウは、イギリスの穀物貿易に採用されうべき有効政策問題と直接関連している諸事項を逐一詳論しきたって、自説の総括を、「結論」項を設けてなしている。 そして、 その内容のほとんど大部分は、かれの経済政策論そのものである、とみなしうる。以下その検討に努めるであろう。

まず、かれ・リカードウが説くところは、こうである。すなわち、「この (穀物) 価格の下落は現行穀物法の作用によって、拍車 をかけられてきたので あるが、この法律は、資本を劣等地の耕作にまで追いやり、かつわが国における平年の穀物価格をして他の諸国の価格よりはなはだしく高からしめる効果を もったのである。このような事情のもとにおいては価格は高くならざるをえないが、しかし、それが高められるにおおじて、より大きな下落を招きやすくなるのである。なぜなら、豊作期には増加した全分量は国内市場を供給過剰ならしめ、そしてもしそれがわれわれの消費できる分量以上であれば、輸出によるはけ口を見いださないかぎり、価格を急激に下落させ、ついにはその価格の下落は農業者たちの利益を破滅させることとなる、彼らにとっては、輸出という手段に容易に頼れる場合ほど、その地位の安定していることはないのである」2°。

みられるように、価格が80シリングに騰貴するまで輸入を禁止している現行 穀物法の効果は、イギリス穀物価格を、いつもまたかなりの程度に、他国のそ れに比して、あまりにも高きに導くことにある。それゆえ豊作の場合には、他 の諸国の価格以下に下落したのちにはじめて、輸出によってなんらかの救済が 生産者にあたえられうるのである。実際その効果は、かかる見解においては、

¹⁾ Works, vol. IV, p. 209. 『全集』第IV巻, 251ページ。

²⁾ Works, vol. IV, p. 263. 『全集』第IV巻, 312-313ページ。

高い固定関税のそれとまさしく同一のものである。輸出という手段に容易にたよりうれば、ことは別であり、かれらの地位の安定性がみられることとなろう。かくして、リカードウは、つぎのごとき必然的・具体的結論にと到達する。すなわち、こうである。

「このはなはだしい弊害を、できるだけ排除するためには、農業にたいするあらゆる不当な保護をぜんじ撤去しなければならない。われわれがこの困窮期にあたって、採用すべき政策は、穀物がクオータあたり70シリングになるまで、イギリスの生産者にたいし国内市場の独占権を与えることである。それが70シリングに達したとき、固定価格および平均制度のすべてを廃止し、そして小麦の輸入にたいして、クオータあたり20シリングの、その他の穀物についてはそれに準じた関税が課せられるべきであろう。/この変更は豊作の諸影響からわれわれを保護することきわめてわずかであろうが、しかし、それは諸港が解放されているばあいの穀物の無制限輸入を阻止するのにはなはだ有効であろう。固定関税支払い制度のもとにあっては、穀物は必要量しか輸入されないであろうし、また誰も諸港の閉鎖を心配しないであろうから、われわれが実際に穀物を必要とするまではなんびとも急いでそれをわが国へ輸入しないであろう。外国からの無制限な供給によって生ずる供給過剰の諸影響にたいしては、われわればこのようにして十分に保護されるであろう。」30

また、別の箇所においては、これに関連して、おおよそつぎのようにものべている。現行穀物法には、固定関税制度にはみられない、いま一つの大きな欠点がある。斯法によれば、小麦の平均価格がクオータあたり80シリングに達したときはじめて、諸港は外国小麦の無制限・無関税輸入に対して、三カ月開放されるのである。大陸における小麦価格は、平年でクオータあたり約40シリングであるから、諸港が開放される三カ月間に、わが国への輸入にたいする誘引は、巨額の輸入を実現させるように作用するに相違ない。と。

³⁾ Works, vol. IV, p. 263-264. 『全集』第IV巻, 313ページ。

このようにみてきて、いよいよ、かれ・リカードウは、一つの政策的提言を 試みる。このようにである。

「しかしながら、この方策 (すぐ上の引用章句にみる) は現行穀物法にたいしては大きな改善ではあるが、もしわれわれがさらに前進しないならば、非常に不完全なものとなるであろう。土地から急激に資本を引き揚げねばならないような諸方策を樹立することは、わが国の現状のもとにおいては、むこうみずでかった険なことであるから、そこで私は、20シリングの関税が10シリングになるまで毎年1シリングずつへらしてゆくことを提言したい。われわれはまた、小麦の輸出にたいして、クオータあたり7シリングの戻し税を認めたい。そしてこれは恒久的方策と考えられるべきであろう。」40

ここで、リカードウの経済政策論に関連して、どうしてもふれておかなければならないことが、いま一つ存在する。かれの保護関税制度に関する見解がそれである。『農業保護論』第七節「穀物の国内生産者に、国内市場の独占権を与える目的で設定された保護関税制度のもとにおいては価格は変動せざるをえない」を管見しておくであろう。

リカードウが、1815年の『利潤論』において、政策論提唱にあたり、すでに 穀物の自由貿易 (輸入) の信奉者であったことは、上に明 かなとおりである。 しかるに、かれは、自由貿易 (輸入) の基本原理を当時のイギリスに 適用しようとする場合には、イギリスにおける税制の特殊事情を勘案し、原則自由を貫撤しつつも一部特殊保護関税を容認すべきである、と主張している50。 斯節の冒頭で、まず、このようにいう。

「穀物の輸入にたいする保護関税は、穀物が諸外国においてはこのような関税額に相当するだけ廉価であり、またもしそれが課されないとすると、外国穀物が輸入されるであろう、という推定にもとずいてつねに課されなければなら

⁴⁾ Works, vol. IV, p. 264. 『全集』第IV巻、313ページ。

⁵⁾ 羽鳥卓也「リカードウと1820年代初頭の穀物法論争」(1) (関東学院大学『経済系』第 138集, 1984年1月, 1-15ページを参照。)

ない。もし、外国穀物がより廉価でないならば、保護関税は不必要であろう、なぜならば、自由貿易制度のもとにおいては、それは輸入されないだろうからである。そこで、穀物の通常かつ平均の価格は、関税を課している国ではそうでない他の諸国におけるよりも、ちょうど保護関税に相当する額だけ高い、と考えられなければならない、そしていったん豊作が起こったばあいに、このような事情にある国からすこしでも穀物が輸出されうるためには、穀物は関税額だけでなく、さらにそれにくわえてそれの輸出に要する諸経費に相当する額までも、その通常かつ平均価格から下落しなければならない。」。」と。

ついで、かれ・リカードウは、このようにつづける。イギリスにおける当時の現行穀物法の効果にふれながら、それのもたらす諸困難を排除するために、完全自由競争市場に穀物をほうりこむのは、誤りであり、たとえば、消費者利益を目的として、任意の商品に特殊(保護)税が課せられるとせよ。しからば、斯商品の輸入に対しては、それと等しく、あるいは、それ以上でない特殊保護関税・相殺関税が課せられるべきである。いうまでもなく、斯商品の輸出に対しては、いわゆる輸出奨励金とは本質的に異なる、戻し税が承認されるべきである。と。すなわち、いう。

「(現行法のもたらす) この困難をとり除くため、穀物の輸入は、いつでもなんらの関税をも支払うことなしに許可されるべきである、と考えられてはならない。それはわれわれのおかれている諸事情のもとにおいては、私の推奨する方途とは違ったものである。私はすでに……次のことをしめした、すなわち、そのなかに全社会の利益が包含されなければならぬところの、消費者の実際の利益のためにする目的をもって、任意の一商品の生産になんらかの特殊な税が課され、他のすべての生産者はそれの影響から免れているばあいには、このような商品の輸入にたいしてはつねにその額に等しくして、しかもそれ以上にのぼらないところの相殺的関税が、あらゆる正当な原理にもとづいて課されるべ

⁶⁾ Works, vol. IV pp. 240-421. 『全集』第IV巻、287-288ページ。

きであり、またさらに、同一額の戻し税が同じ商品の輸出にたいしても認められるべきである、ということである。 J^{7} と。

そして、かれは、「1821年の『農業困窮にかんする委員会報告書』は、この問題について若干のすぐれた陳述と論証を含んでいる。」⁸⁾と述べ、それと対比しながら、自説の特徴をこのように伝えている。すなわち、こうである。

「私がここで提唱した関税は唯一の正当な 相殺的関税であって、(それは最有 効資本利用産業から資本)をたち去らせる様な 誘引を提供することもないし、 ま たさもなければ資本がそれに仕向けられなかったであろうような産業に不当な 資本部分を投下する誘引をなにも提供していないのである。」⁹⁾と。

4. むすびにかえて

われわれは、ここで、以上にみてきたところを要約し、同時に、いい残した ところを付言して、むすびにかえたい。

『利潤論』におけるリカードウの、経済政策論を支える基本原理には、いまだ独自の価値論(かれ本来の経済学原理の定礎をなす投下労働価値説)はみられず、したがってまた、価値論の成立をもってはじめて可能となる分配論の中核たる賃金論の確立、ひいては賃金・利潤の相反関係論の確立もみられなかった。そこでは、スミシアンとしてのリカードウの顔が色濃く現れ、したがって、かれ

⁷⁾ Works, vol. IV, p. 244. 『全集』第IV巻, 289—290ページ。

なお、別の箇所には、つぎの叙述がみられる。 すなわち、「穀物生産者たちは、十分の一税や、救貧税の一部や、また、おそらく、その他一、二の租税のようないくつかの特別税を課されている。それらすべては、これらの特別負担に等しい額だけ、穀物その他の原生産物の価格を勝貴させる傾向をもっている。そこで、これらの租税が穀物価格を勝貴させる程度におおじて、その輸入にたいし関税を課すべきである。」(Works、vol. IV、pp. 217-218. 『全集』第IV巻、261ページ。)と。ここには、相殺的関税の具体例がみられる。『諸原理』の「課税の原理」との関連をつかまんとする場合に役立つであろう。

⁸⁾ Works, vol. IV, p. 244. 『全集』第IV巻, 291ページ。

⁹⁾ Works, vol. IV, p. 244. 『全集』第IV巻, 291ページ。

・リカードウの経済政策論 (経済発展論) を支える基本原理も事実上その域にと どまっている。

しられるように、スミスの分配論を規定する価値・価格論は、支配労働価値 説に則った生産費説ないし需要供給説であったが、それを踏まえて、かれ・ス ミスは、経済発展したがって資本蓄積の誘因たる利潤(率)決定について、つ ぎのようなシェーマを想定している。つまり、(「諸資本の競争」を念頭において、) 資本蓄積→追加資本の投資口発見の困難→労働獲得競争(賃金上昇による生産費 の増大)・商品販売競争(商品価格の低下)→利論(率)の低下、を。

リカードウは、かかるスミスのシェーマを継承しつつ、地金論争期にひとまずつきはなし、受け入れを拒んだトロッターのシェーマ、すなわち、収穫逓減→穀物価格騰貴→賃金上昇への配慮と、農業利潤(率)が一般利潤(率)を調整するという命題への配慮をなしつつ、独自のシェーマを描くべく努める。しかるに、前述のとおり、かれ・リカードウにはいまだ独自の価値論ないし賃金論の確立はみられず、描かれたシェーマは、確かに『諸原理』で完成されるそれの原型そのものではあるが、未完の推論にとどまっている。すなわち、資本蓄積→劣等地耕作の拡張・収穫逓減→穀物価格の騰貴→賃金(率)の騰貴・農業利潤(率)の低下→一般利潤(率)の低下のごときにである¹¹。

このように、ひとまず構築した基本原理に則り、リカードウは、マルサスの諸論点に逐一検討を加え批判を講じつつ、自らの経済政策論を展開する。結論は明瞭である。おおよそ、穀物価格が80シリング以下なるときはその輸入を禁止し、それ以上になったときは無税とする、といった定めをもつ、穀物条例に則って、地主や農業者とりわけ前者を擁護し続けるかぎり、劣等地耕作が進行・拡張をみて、究極、経済発展したがって資本蓄積誘因たる利潤(率)の低下をもたらし、経済の停止状態にいそがせる。よって、穀物輸入の自由化が経済

¹⁾ このあたり、Hollander, op. cit. 千賀重義、 前掲書、 当該箇所、 および丸山武志、 前掲稿、をいま一度参照。加えて、 拙稿「リカードウの賃金論について」(三重短期 大学法経学会『三重法経』第44号)を参照。

政策上の実際問題として取り扱われなければならない。かれ・リカードウは、 COように主張したのである 20 。

なお、本論で展開する余地をもちえなかった重要な一つの論点に言及しておかなければならない。それは、『農業保護論』にみる相殺関税の原型とおぼしき、短いが、含蓄のあるつぎの一章句を『利潤論』にみる、ということこれである。すなわちいう。「穀物の一時的な高価格によってさえ、国民のこうむる

^{2) 『}利潤論』の背景にある穀物条例の動向を一蔑しうる資料を一つ提供しておくであろ う。「……1815年5月に,前年延期せられた穀物法案が再び審議されることとなるや, 今度は全ての議員の支持を受けることが出来た。尤もパアネル郷は、小麦の価格が著 しく下落したる今日、前年通りの案を提出することは最早不可能なることを知ってい たから、今度は、小麦の価格が84シリング以下なる時は高き関税24シリング3ペンス を84シリング以上87シリングまでの時は2シリング6ペンスの関税を, 而して87シリ ング以上の時は6ペンスの関税を課すべし、とした。/これに対してかのヰリアム・ ハスキスン……は修正案を提出し、一つの滑尺法——禁止的関税の課せられるべき最 高価格を1804年の条例通りに63シリングとし、それ以上は小麦の価格が1シリング高 まる毎に関税を1シリングずつ減じ、86シリング以上となった時に無税とする――の 採用を諮った。/ところが、このように地主や農業者が穀物条例の改正を論議してい た時に,彼等と利害関係を異にする工業地方の製造業者達は,彼等自身の利益から考 えて、穀物条例そのものの廃止を要求し、彼等よりの請願書が議会に殺到した。/こ の情勢を看て、大蔵大臣は、 これらの夥しき 反対請願の内容を 研究するために、 再 び委員会を設けることを宣告し、ここに条例改訂の決定は又復延期さるることとなっ た。『穀物条例に関する 請願書取調特別委員会……』(下院) や 『穀物取調委員会… …」(上院)が、1814年に設けられた第2回委員会である。併しこれらの委員会は、 事実上反対請願書には殆ど一顧を与えることなく,ただ,『1. 連合王国の農業の最近 の拡張および進歩, 2. 地代を含めての現在の耕作費, 3. 栽培者に報ゆるに必要なる 価格』の3点のみを特に記慮し、そうして小麦の価格へ80シリングを以って第3項の 報酬価格の最低限度と認定す,との結論に到遠した。/かくして小麦の価格は,殆ど 同一のまま、討議は1815年に持ち越され、その年の2月に穀物条例改正の件は、いよ いよ最後の第3回目の審議を受けることとなった。同17日にロビンスン……が、小麦 の価格が80シリング以下なる時はその輸入を禁止し、それ以上になりたる時は無税で 輸入を許す,という法案を提議した。その時にも反対議員がかなりあり,又多くの反 対請願書が議会より提出されたが、終わりに3月10日第3議会を通過し、上院に回付 せられた上、同20日に法律となった。」(堀経夫『英吉利社会経済史』章華社、昭和9 年、154-156ページ)

犠牲は農業者たちが得るところよりもはるかに大きいであろう。しかし、三、四年の間は輸入にたいする制限的関税を設定し、そしてその期間経過後は、穀物貿易は自由であり、また輸入穀物にたいしては、われわれが自国産の穀物に課し得策であると認められるような租税のほかはどのような租税もかけないと宣言するのが正当であろう。」30と。これ以上の叙述は、『利潤論』にはみられない。したがって、さらなる推論は、誤解をまねくおそれがあると思われる。しかるに、あえて一言加えるならば、イギリス税制の特殊性を思うとき、穀物に対するある種の租税は、穀物輸入の自由化の不徹底を意味するのではなく、むしろ自由化への不可欠の補完的要因である、とかれは、みていたがごとくである。

『農業保護論』におけるリカードウの経済政策論を支える基本原理は、『諸原理』の洗礼をうけた、いわば完成品であるかれ本来の経済学原理そのものである。つまり、ジェームズ・ミルのすすめがあって、『利潤論』を『諸原理』へ発展させるべく着手して、最初に価値・価格論に悩まされ、1815年末に一筋の光明をえて完成にとこぎつけた価値論(いわゆる投下労働価値説の完成)をベースに据えた分配論そのものである。分配論の中枢は、これを賃金論に求めなければならないが、これが価値論の完成と同時に確立をみており、いわゆる賃金・物潤の相反関係論の成立がみられることは、いうをまたない。

かかる基本原理を経済政策論に適用する場合に、リカードウが想定するシェーマは、つぎのとおりである。 すなわち、資本の蓄積→市場賃金 (率) の上昇→人口の増加→穀物需要の増加・劣等地耕作の拡張→穀物価格の騰貴→自然賃金(率)・一般賃金 (率) の上昇→一般利潤 (率) の低下・地代の騰貴、といったものである。

³⁾ Works, vol. IV, p. 33. 『全集』第IV巻, 41ページ。

なお、羽鳥卓也氏もまた、この章句に着目して、あるところで、「リカードウの場合、相殺関税設定という着想は、すでに1815年に刊行された穀物法批判の論説のなかにうかがわれるように思われる。」といわれている(羽鳥卓也、前掲稿、脚注7)を参照)。

リカードウは、1818年3月22日付でトラワに宛てて、「もしさほどの困難もなく新議会に入ることができるなら、私はそうしましょう。」⁴⁾と、書き送っている。そして、1819年のビール法案に具体化された通貨案の創始者としてかなりの名声を携えて、同年、下院議員生活にはいっている。かれ・リカードウは、国債償還のための資本課税に関する提案をつうじて、下院における理論家としての地位を確立、農業不況が深刻さを増すなか、演説の視点をビール法案ないしそれにつづく金融政策と農業苦境の関係にと移している。かれは、同僚が農業不況をかれの講ずる方策や課税のせいにするのを政府とともにしりどけ、閣僚がその救済策を保護主義に求めるのに強く反対している。リカードウの議員生活の後年には、トーリ政府がウオリス、ハスキスン、ロビンスンの主導下に、より自由主義的商業政策にと漸次移行してゆき、同時に貿易上の規制緩和が推進された。かくして、いよいよかれ・リカードウは、いわば政府の政策支持者たる立場にたって、演説をなすようになっている⁵⁾。

いくぶんわき道にそれて、リカードウの下院議員生活に言及してきた。重要なのは、『農業保護論』でのリカードウは、完成品たる基本原理に則って、しかも、国の経済政策策定の場たる議会に席をおき、そこでかためえた地位を利用して、穀物貿易(輸入)の自由化を主張した、ということこれである。ここには、安い穀物が直接、賃金(率)を低くおさえ、よって、利潤(率)を高くとどめて、資本蓄積の促進を図り、経済発展にと導く、といった確かな経済政策論をみることができるのである。加えて、本論で展開しておいたとおり、相殺関税と戻し税を、穀物貿易(輸入)の自由化を制限する阻害要因としてではなく、むしろ自由化促進に必要不可歴な補完要因として位置づけているところは、実に重要である。現下の日本の農業問題を、否世界の農業問題を考える場合、参照に値するという意味で、現在的意義を有するもの、といいうるであろ

⁴⁾ Works, vol. VII, p. 260. 『全集』第VII巻, 360ページ。

⁵⁾ Cf. Works, vol. V, p. xx. 『全集』 第 V 巻, 16-17ページ。

う⁶⁾。

ひと、あるいは、国際状勢における諸もろの「危険状態から免れる唯一可能なる途は、具体的にはあらゆる社会が食料に於て自給自足的であることを願うことであろう。かかる意味から言って、国家の基本的産業たる農業を犠牲とするところの自由貿易は拒否せられて、保護貿易政策がとられねばならぬであろう。/かくしてマルサスの穀物条例論にあらわれる保護貿易政策の所論は現代社会の貿易政策への一つの暗示を与えることになりはしないか。」⁷⁾と、いうで

なお、リカードウの貿易の自由化と相殺関税と戻し税については、リカードウの経済政策論を語る場合にとりわけ重見であり、稿を改めて検討しなければならない。しかるに、さし当りここでは、羽鳥卓也「リカードウにおける相殺関税と戻税」(廣島大學経済学会『経済論叢』第16巻、第1・2号、1992年7月)参照。

ついでに、すぐ上の脚注でみた、『利潤論』に係る穀物条例関係資料と関連して、『農業保護論』に係る穀物条例関係資料を提出しておくであろう。 1839年に「反穀物条例連盟」(Antio-Corn Law League)が発足して、1846年ないし1849年に穀物条例は廃止されるのであるが、『農業保護論』の背景で問題とされていた(とりわけ、リカードウの)論点については、つぎの『リカードウ全集』 編者による「『農業保護論』にかんする解題」の1章句が、簡明にそれを伝えてくれる。 すなわち、「小麦価格が、ひとたび70シリングに勝貴したばあいには穀物の無制限輸入を恒久的に許可すべきであり、それまでは1クオータあたり20シリングの輸入税をつけ、それを1年1シリングずつ減らして、それが10シリングという 最終限度に 達するまで 続け、さらに輸出にたいしては7シリングの戻し税を認めるべきである」(Works、vol. IV、p. 203、『全集』第IV巻、246ページ。)、というのがそれである。

7) 前掲, 楠井・東訳『穀物条例論』, 185ページ。

^{6) 1820}年3月19日付の手紙で、マカアロクがつぎのように書き送つたにもかかわらず、『農業保護論』においても、厳然としてかかる態度を保持しているところは、注目に値する。すなわちこうである。「……あなたは穀物の貿易にたいするどんな租税および制限にたいしてもすべてまず第一に反対なさると思います。——どんなに修正されたものにせよ、穀物貿易の自由を制限する計画に少しでも力をかされることは、あなたが確立に大いに尽くされた原理の究極にして完全な勝利を確信をもって期待している人びとの希望をそこなうというきわめてゆゆしいことになるかもしれない事柄でありましょう。——遠慮なく申して恐縮ですが、この基本的な点にかんしては、あなたはどのような妥協もされてはなりません。……」(Works, vol. VIII, pp. 166.『全集』第2巻、188ページ。)

あろう。

しかるに、われわれは、現下の国際状勢における、諸もろの「危険状態から 免れる唯一可能なる途は」、そして、なかでも国際摩擦の主役に祭り上げられ ている農業問題解決の「唯一可能な」とはいはないが、可能な一つの途は、保 護貿易政策に固執し続けるのではなく、自由貿易政策を旨としつつ、補完的で 可能な税制政策等を模索していくこと、これであり、したがって、リカードウ の農業保護政策批判の立場に立つ、穀物貿易(輸入)の自由化に向けられた諸 論こそは、「現代社会の貿易政策への一つの暗示を与えることになりはしない か」、といいたいのである。

かかる意味からしても、相殺関税と戻し税に関するかれの議論が、どのような経緯ないし理由で、いつごろからその経済政策論に本格的に導入されきたるのか、といった問題は、関心のあるところであるが、本拙稿においては、すでに検討の余地をみず、これが検討は、別稿に委ねることにして、拙論をむすびおきたい。